



C O N T E N T S

「死刑判決」速やかな執行を 宮園誠也	02
世界の死刑制度の現状と日本 弁護士 山崎勇人	03
新しい経済補償制度／犯罪被害者の経済的状況に 関する現状把握の方法について 松村恒夫	04

「医療観察法」一司法から見放される国民一 高橋幸夫	05
活動報告	06
幹事会／関東・関西・九州地区集会報告／弁護士会議	07～10
会員の声／お知らせ／報道おぼえがき	10、11

死刑についての江田法務大臣発言

顧問 岡村 勲

2人の死刑を執行した千葉法務大臣の後を受けて、昨年7月、江田法務大臣が就任された。そして1年経ったが、1人の死刑執行も行われていない。その間に死刑囚の数は、13人増えて120人となっている。

これについて、江田大臣は7月29日の記者会見で、「1年たって特別の意味があるとは思っていない。悩ましい状況にしっかり悩みながら勉強している最中で、悩んでいる時に執行とはなかなかならない」と述べた(産経新聞)。また読売新聞のインタビューでは、当面死刑執行はしない意向を示したそう。

わが国では、死刑は刑罰の一種として存在し、刑事訴訟法は、死刑判決が確定したなら、法務大臣は原則として6箇月以内に執行命令を出さなければならないと義務づけている。

江田大臣は、過去に死刑制度を「欠陥を抱えた刑罰だ」と発言して後で取り消したこともあり、「私は死刑廃止論者だ」と国会で述べたこともある。

しかし、一度法務大臣に就任すれば、個人の信念、思想、宗教等に関係なく、法を絶対に守らなければならない立場に立たされるのだ。

江田大臣は、元裁判官で、弁護士でもあり、長年にわたって参議院の法務委員会で活躍され、参議院議長にまで登り詰められた法律の専門家である。この立場、義務を充分ご承知の上で、大臣に就任されたはずである。

それが、今になって、「死刑が悩ましい」「悩みながら勉強している」「悩んでいるうちは執行しない」とは、一体どういうことだ。法務大臣には、死刑の執行命令を出さない自由などないのだ。死刑執行がいやなら、初めから法務大臣になるべきではなかった。

法務大臣は、法律、判決を遵守する国の責任者である。

その責任者が、法律、判決を守らなければ、国民の遵法精神は失われる。国民にとって守らなくても済むのなら、守らない方が得な法律、判決はたくさんある。税法もそうだ。「法務大臣が法律を守らないのに、なぜおれは税金を払わなければならないのだ」と言われれば、返す言葉もないだろう。最高裁判決に従って取りすぎた利息を返還して潰れたサラ金会社もあったが、これも返還しないと言い出すだろう。法務大臣たる者がこんな悪い手本を示してはいけぬ。

法務大臣は、検察の元締めでもある。部下である検察官に捜査、証拠集めをさせ、死刑求刑させ、その通りの判決を得させる。その段階になって「死刑執行はしないよ」と元締めに言われたら、検察官たるものたまったものではあるまい。

また、検察官の求刑にしたがって死刑判決を出した裁判所に対しても、失礼千万である。

罰金の取り立ては、検察官の指揮の下に検察事務官などが行うが、徴収に行った人から、苦勞話を聞いたことがある。徴収に行くと、滞納者から散々嫌みを言われ、「これを持っていけ」と小銭を床にばらまかれたり、中には油を塗った小銭をばらまかれて拾わされたりするそう。どちらが悪いことをした人間か分からなくなると嘆いていた。「死刑の執行もしないで、なんで罰金なんか取りに来るんだ」と、居丈高になる罰金未納者の姿が目につく。

死刑執行しない法務大臣は、法律に違反しているだけではない。わが国の憲法は、立法、司法、行政と三権分立の構造を取っている。法務大臣といえども、裁判所の判決に違い、守る憲法上の義務がある。確定判決を守らない法務大臣は、憲法尊重擁護義務違反だ。

法と最高裁判決の上に君臨する法務大臣、恐ろしいことだ。

「死刑判決」速やかな執行を

幹事 宮園 誠也

平成11年9月8日白昼、東京池袋の繁華街で、身の不遇を国や社会のせいにした23才の男（造田）が何のかわりもない通りかかった無辜の市民を無差別に襲い、2名を殺害、6名に重軽傷を負わせるという事件がありました。

私の長女真弥はこの事件で亡くなりました。間もなく13回忌を迎えます。

この事件の公判は、平成11年12月22日東京地裁で開かれ、平成14年1月18日造田に死刑判決が下されました。控訴した高裁、上告した最高裁ともに一審判決を支持、平成19年4月19日造田の死刑が確定しました。8月19日で死刑が確定してから4年4か月になります。刑事訴訟法第475条は「死刑の執行は法務大臣の命令による」とし、「判決確定から6か月以内にこれを執行しなければならない」と定めています。しかし造田の死刑は未だに執行されていません。

平成21年9月、政権交代した民主党の法務大臣に就任した死刑廃止論者の千葉法務大臣（以下、法相）は1年近い間1人の執行も行いませんでしたが、平成22年7月、参議院選挙に落選した後、議員（衆議院）の任期切れ直前の7月28日、2人の死刑囚の執行を命じた後、法務省内に「死刑のあり方についての勉強会」を発足させ法相の座を降りました。後任の柳田法相は舌禍問題で2ヵ月後法曹の座を追われ、次の法曹に死刑廃止論者の仙石官房長官が兼任で就任しましたが、本年1月22日、これも筋金入りの死刑廃止論者である江田五月氏に法曹の座を譲りました。千葉元法相が2人の死刑を執行してから7月28日で1年が過ぎましたがこの間、法相の座は柳田氏を除く3人の死刑廃止論者の間で盪回しされ、1人の死刑執行もなく、昨年7月28日千葉法相が死刑を執行した時点で107人だった確定死刑囚の数は120人に達しました。読売新聞は7月26日、昨年の死刑執行以来1年を迎えるこの機に、インタビューに応じた法相にこの実状について伺ったところ法相はこの質問に答えず、「法務省内で（死刑制度のあり方）の議論が進められている最中、死刑執行はなかなかできる話ではない」と述べ、当面死刑の執行を命じない意向を表明しました。刑事訴訟法では、死刑の執行は判決が下されてから6か月以内に執行することと定めています。法相が自己の思想、信条によって死刑の執行を左右するのは、司法

の死刑判決を行政が無視している違法行為であり、国民の司法に対する信頼を裏切るものです。元最高検事の土本武司氏は「確定した判決は執行されるべきで、強制のない死刑判決を認めていると裁判の存立基盤を揺るがす」と指摘しています。また法相在任中、残忍な犯行で多くの人命を奪った5人の死刑囚の執行を命じた森山元法相は、「むごい犯罪を起こしたことに対する刑罰であり、事件から何年もたってからの死刑執行は死刑そのものだけがクローズアップされる」と述べ「死刑執行しない」と決めている人は法務大臣を引き受けるべきではないと明言しています。

法務省の平成10年8月発表によると、死刑確定から執行まで死刑囚が拘置所に収容された平均期間は、最近10年間では6年に達するということです。事件発生から通算すると10年を越える死刑囚が大半を占めています。遺族の中には自分の存命中に刑が執行されるか危惧している人が大勢います。

死刑廃止論者や死刑囚の中には、「生きて償う」という言葉を軽々しく口にするものがありますが、かけがえのない命をどうやって償うのでしょうか。まして償う相手は彼らが殺した被害者です。遺族ではありません。地球より重たいといわれている命に値段をつけることは出来ません。どうやって生きて償うのでしょうか。

遺族は彼等死刑囚が犯した罪を認識し「死んでお詫びをします」といってこの世から去ることを望んでいます。

江田法相は死刑囚だけに目を向けず、国の慰藉、支援のない被害者遺族の被害回復に何が必要かよく検討し、遺族が生きる力を得られるような施策を講ずるべきであると思います。

世界の死刑制度の現状と日本

弁護士 山崎 勇人

1. 各国の現状

2011年4月11日に開催された法務省「死刑の在り方についての勉強会」(第5回)におけるアムネスティ・インターナショナル日本の説明資料によれば、死刑存廃国の状況(2009年末時点)は以下のとおりです。

■死刑廃止国: 139

- ・あらゆる犯罪に対して死刑を廃止している国の数: 96
- ・通常の犯罪に対してのみ死刑を廃止している国の数: 9
- ・事実上の死刑廃止国の数: 34

■死刑存置国: 58

さらに、地域ごとに細かく見てみると、次のようになります。

①アジア・中東

カンボジア王国、ネパール王国など死刑を全面的に廃止した国もありますが、主要国は死刑存置国です(イラン、イラク、サウジアラビア、中華人民共和国、中華民国(台湾)、インド、インドネシア共和国、パキスタン・イスラム共和国、シンガポール共和国、日本、大韓民国、朝鮮民主主義人民共和国など)。

②ヨーロッパ

EUの加盟国はすべて死刑を廃止しており、死刑廃止はEU加盟の条件でもあります。なお、ヨーロッパにおいては、ベラルーシ(EU非加盟)が唯一の死刑存置国となっています。

③北アメリカ

カナダ、メキシコ合衆国では死刑が廃止されていますが、アメリカ合衆国連邦政府、キューバ共和国では死刑が存置されています。

なお、州に強い主権を持たせているアメリカ合衆国では、死刑制度の存廃は各州法によって決められています。死刑に対する態度は州による差異も大きく、死刑を廃止した州もあれば、死刑を存置している州もあります(2009年4月現在、全米15州とコロンビア特別区等で死刑が廃止されており、他方、全米35州と連邦政府は死刑を存置しています)。

④南アメリカ

約8割の国が一般犯罪に対する死刑を廃止しており(アルゼンチン、ブラジル、チリ、ペルーなど)、完全に死刑を廃止している国もあります(コロンビア、エクアドルなど)。

⑤アフリカ

アフリカ53カ国のうち、13カ国が死刑を廃止しています。

⑥オセアニア

オーストラリア、ニュージーランドは、死刑を完全に廃止しています。

2. 日本における死刑の在り方について

上記のように、死刑廃止国の数が死刑存置国の数を上回っていることは事実であり、ヨーロッパでは死刑廃止がEUの加盟条件とされていること、2010年12月21日に開催された国連総会において、全世界の国々に対し、死刑廃止を視野に入れて死刑の執行停止を行うように求める決議が賛成多数で可決したこと(同様の決議が国連総会で採択されるのは、2007年、2008年に続いて3回目)などからすれば、死刑廃止が国際的な潮流であることは否定できないでしょう。

しかしながら、通常犯罪には死刑の適用がなくても、テロ犯罪や戦争などの有事の際には死刑を適用するという国も多く、人口の割合で見ると、死刑制度のある国で生活している人の方が圧倒的に多数であることも事実です。また、「事実上の廃止国」をどのように分類するかなどの問題もあるため、死刑存置国と廃止国の数のみを単純に比較して、一概に死刑が国際的に廃止される方向にあると評価するのは早計であるという見方もあります。

また、死刑廃止が世界の潮流だとしても、それが日本の治安や文化を守ってくれるわけではなく、国連やEUが我が国の犯罪防止や治安維持に責任を持ってくれるわけではないという批判もあります。

死刑を廃止した国には、その国ごとの政治、社会、経済的な理由があり、また、キリスト教的な宗教観も強く影響していると考えられます。そのため、諸外国が死刑を廃止しているのだから日本でも死刑を廃止しなければならないという論調には強い違和感を覚えます。

結局のところ、死刑を廃止するか存置するかは、その国ごとの文化的・宗教的な背景、国民意識、犯罪情勢、政治状況といった様々な要因を背景に各国の国民が主体的に決定すべき事項であると考えます。現在、法務省が「死刑の在り方についての勉強会」を開催して議論を進めていますが、日本における死刑の在り方については、犯罪被害者等を含む国民の意見、意識をしっかりと調査・検討したうえで日本独自の方針を決定すべきであると思っています。

新しい経済補償制度

代表幹事代行 松村 恒夫

第2次犯罪被害者等基本計画が3月25日に閣議決定され、6月8日には第9回基本計画策定・推進専門委員会議及び第1回「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」が開催されました。結論は3年以内に出すことになっています。

会議は、第2次基本計画の内容説明が主で、今後どのように進めるかについては時間切れになってしまいました。印象としては、海外の補償制度の概況を学者から聞き、それをベースに海外調査を行って日本の制度を考えるように思えました。この検討会を前に、検討会の専門

委員である私は、まず困窮している犯罪被害者の声を聞くのが出発点であるとの意見書を提出しました。が、上記のように時間切れで深く討議されることはありませんでした。その後、犯罪被害者支援室で検討の結果、犯罪被害者等の現状を把握して、共通性のあるモデルケースを設定して、我が国と諸外国の制度を比較できることが望ましいとの結論に達したので、私に正式文書としての意見書を求められました。

以下提出した意見書を転載します。

犯罪被害者の経済的状況に関する現状把握の方法について

松村 恒夫

犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討にあたり、犯罪被害者の経済的現況を把握することがまず必要であることは論を待たない。特に現状を知らずして、海外調査をしてもその意義は大きく減ずるところとなってしまうと思う。

犯罪被害者が犯罪に遭遇したことにより、今までのような平穏な生活を継続することが困難になり、精神的な打撃だけでなく、経済的にも、肉体的にも多くの苦難を抱えて生きているのが犯罪被害者である。また現在はその困難を何とか乗り越えて表面的には頑張っている犯罪被害者もいる。このようにどのようなことに現在も苦しんでいるのかだけでなく、過去どのようにしてその経済的・肉体的苦境を乗り越えてきたかを検証することも必要だと考える。そしてそのような人々がどのような施策があったらもっと早く事件前の平穏な生活に近づけたかを検証することは十分価値があることだと思う。勿論犯罪被害者は個々に事情が異なり、回復への道も違うと思われるが、1人でも多くの犯罪被害者が救われる施策を考えるのが我々構成員の責任だと思う。

その検証にあたり、われわれ構成員は、世間の困窮者(多くの犯罪被害者)と言われる人々ほど経済的に困っておらず、中曽根さんと私を除いては犯罪に遭っていないという事実を踏まえることが必要であり、上から目線ではなく犯罪被害者の目線で検証してゆくことが重要であると考えている。

このためにまず本当に困窮している犯罪被害者とはどのような人々なのか、彼らの生の声を聞くことがスタートラインだと考える。困窮犯罪被害者とはどのような犯罪被害者を指すのか難しいが、その日の生活にも事欠いたり、本来ならより厚い治療/介護が必要なのに経済事情が許さず、我慢したりしている犯罪被害者である。未来の被害者だけでなく、現在/過去の被害者で、現在困っている被害者を救うのが出発点でもあると思う。

このような犯罪被害者の方々に会議場に来ていただき、彼らの言葉で話してもらい、それを前提にして検討会を始めなければ被害者の要求と乖離したものになってしまうであろう。

このような犯罪被害者の方々に会場に来ていただくことに困難な場合があるかもしれないが、何とか実現する術を工夫する必要がある。アンケート調査では、被害者の本当の苦しみは分からない。

思い起こせば、犯罪被害者等基本法のスタート時に上川陽子議員が、あすの会の事務所に来られ、犯罪被害者15人から実情を聞かれ、その悲惨さに声も出ず、このヒヤリングが同法提案の礎となったとのことでした。

ヒヤリングを通して、我々構成員も同じ土俵に立って検討を始めることが出来るかと考えるし、海外にも類似の犯罪被害者がおり、彼らがどのような施策により、支援されているか、調査する目的もはっきりすると思う。

「医療観察法」 —司法から見放される国民—

幹事 高橋 幸夫

(精神保健指定医 医学博士)

「精神障害者の犯罪行為に対する罪は問わないか、又は軽減する。」と刑法39条に書かれてある。しかし、法の下での平等性を考えるならば、もう一方の被害者への配慮も必要ではなからうか。この問題は昭和40年頃から議論されているが、いまだ解決されないままである。

平成12年に全国の犯罪被害者たちは、被害者の人権回復のために「全国犯罪被害者の会(あすの会)」を結成し、全国から署名を集めて法律の改正を求めてきた。翌年の全国大会で、精神障害者の犯罪について司法と医療が協力するよう、法の整備を国に求め、そして「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」、いわゆる「医療観察法」が成立したのである。その4年後に「犯罪被害者等基本法」が成立し「すべての犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」と明記された。

しかしながら精神障害者から受けた被害者は、刑法39条により被害者の権利を保障されないまま、いまだに放置されている。犯罪行為を繰り返す可能性の強い精神障害者と予測できながらも、治療が困難で長期の入院治療は不適切だとの理由から治療を終了し、自己責任だと考える医療者がいる。これは先々犯罪が生じてもよいと言っていることに等しく、真に無責任なことである。病気という自覚もなく、犯罪を繰り返す一部の精神障害者に自己責任との理由で治療を終了することは、精神科治療の放棄に当たると思われる。治療が困難で長期入院を必要とする精神障害者にこそ、司法の下で根気よく矯正医療と矯正教育を行うことが必要なのであろう。

また、日本弁護士連合会(日弁連)も「このような再犯を繰り返し、治療が困難な精神障害者」がいることを認めながらも「適切な医療が必要な時点で提供されなかったが故に、結果として不幸な事件が生じているのであって、保安処分的に拡大解釈されるおそれのある法律はつくるべきでない」と述べて、現状の惨事に目をつむったままである。こうして精神障害者から受ける犯罪被害者の人権は、見放されたままである。

この現状を改正するために“あすの会”は、次のような決議を行い国に要望してきた。

「精神障害者の犯罪については、不起訴処分や無罪

判決がなされると、加害者に対する処遇は司法の手を離れて、すべて医療機関に任されている。これは医療関係者の負担も大きくするのみならず、司法が関与しないことについて国民の不満、不安が高まっている」そこで精神障害者の犯罪について次の4項目を提案した。

- (1) 司法が関与すること
- (2) 特別の国立の司法医療施設を設置すること
- (3) 施設出所後も、投薬その他について司法、医療が協力して長期的に観察関与すること
- (4) 処遇の決定、処遇の状況について犯罪被害者に情報を提供すること

以上を国に要望したのである。

「精神障害者は、誰もかれも国立の司法医療施設を設置して処遇しろ」と言っているのではない。「長期的な観察を要する精神障害者は、司法のもとで適切な医療を行うべきだ」と言っているのである。精神医療と共に矯正教育が必要なのであり、矯正教育は行刑として行うべきである。そのためには「犯罪被害者等基本法」と整合するように「医療観察法」の見直しが必要である。治療が困難で長期入院を必要とする精神障害者は、行刑として司法のもとで矯正教育を行うように改正するべきである。現在求められているのは、「司法か医療か」ではなく「司法も医療も」なのである。

日本精神神経学会も日弁連も「医療のみで治療可能な精神障害者」と「司法の協力を得なければならない精神障害者」とを現在の鑑定水準にもとづき鑑別し、早期に国民が安心できるような医療及び法的対策をとるべきである。現在の鑑定水準が低いからと言って、無策のまま放置してよい理由はない。それぞれの立場はあると思うが、いずれもそれは国民のためであり、国民の期待する安全で安心できる社会をつくるためのもので、建設的に協働すべき義務があると思うのだが間違っているだろうか。

この問題が議論が上がって、すでに40数年も過ぎたのである。その間、犠牲者も累積してきたのである。司法界も医療界もその責任を強く感じ、全国民のために行動するべきである。一刻も早く「法の下での平等性」を大切に、加害者のみならず先々の被害者にも光が当たるよう、まして犠牲者が生じないような処方箋を書き協力して実行する義務があると思う。

活動報告 2011年3月～2011年7月

2011年3月

- 1日 林代表幹事が大阪阪南市人権協会にて講演した。
- 6日 第114回関西集会
- 11日 東日本大震災発生
- 同日 渡辺幹事が網走刑務所にて、受刑者対象に講演をした。
- 13日 第101回幹事会
- 16日 林代表幹事が兵庫県尼崎市人権推進講座にて講演した。
- 18日 二宮会員と廣瀬会員が、佐賀県警察本部と被害者支援ネットワーク佐賀VOISSの依頼を受け、鳥栖市中央公民館で、被害者支援出前講座の講師を務めた。
- 19日 第101回関東集会(地震により延期)
- 26日 第49回九州集会
- 同日 東日本大震災の被災者の会員が上京し、岡村顧問、松村代表幹事代行、内村幹事、田村会計監査が面談し状況を聞いた。

2011年4月

- 3日 第115回関西集会
- 10日 第102回幹事会
- 16日 第101回関東集会
- 25日 近藤小枝子会員が中野区議会議員選挙にて再選された。

2011年5月

- 1日 第116回関西集会
- 15日 第103回幹事会
- 21日 第102回関東集会
- 同日 坂口まゆみ会員が福岡県被害者支援センターより依頼を受けて支援者に対して講演をした。
- 26日 松村代表幹事代行は第1回神奈川県犯罪被害者支援施策検証委員会に出席した。

2011年6月

- 2日 林代表幹事が大阪府警察学校で講演した。
- 3日 第53回全国矯正展に出展した。
- 同日 高橋(幸)幹事が兵庫県警察学校で講演した。
- 5日 第117回関西集会
- 8日 松村代表幹事代行、高橋(正)副代表幹事は第9回基本計画策定・推進専門委員会等会議及び第1回「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の

創設に関する検討会」「犯罪被害者等に対する心理療法の費用の公費負担に関する検討会」合同会議に出席した。

- 9日 高橋(正)副代表幹事、松畑弁護士が秋田にて経済的補償に関するヒアリングを行った。
- 12日 松尾幹事が、佐賀市立金泉中学校で、生徒と保護者に「命の重さ・尊さ」について講演した。
- 15日 第78回弁護士会議
- 17日 高橋(幸)幹事が神戸学院大学で講演した。
- 18日 第103回関東集会
- 26日 池田弁護士、山崎弁護士が大阪にて経済的補償に関するヒアリングを行った。
- 同日 林代表幹事がひょうご被害者支援センターにおいて講演した。
- 27日 大澤弁護士が兵庫県にて経済的補償に関するヒアリングを行った。
- 28日 第79回弁護士会議

2011年7月

- 1日 藤本会員が生駒市職員研修にて「犯罪被害者としての経験と求められる支援」について講演した。
- 同日 大竹会員が大阪弁護士会館で開催された弁護士フォーラム「シンポジウム準備会」に参加し、被害者の実情とあすの会の政府要望について説明した。
- 3日 第118回関西集会
- 7日 第80回弁護士会議
- 同日 高橋(幸)幹事が津山警察署で開催された津山被害者支援連絡協議会にて講演した。
- 8日 高橋(幸)幹事が神戸市立高・中・小学校教頭会で講演した。
- 同日 林代表幹事が大阪府庁からの依頼で寝屋川市民生委員約300名を対象に講演した。
- 10日 第104回幹事会
- 同日 中村弁護士と川本弁護士が千葉県にて経済的補償に関するヒアリングを行った。
- 13日 松村代表幹事代行は第2回神奈川県犯罪被害者支援施策検証委員会に出席した。
- 16日 第104回関東集会
- 19日 松村代表幹事代行は第2回「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」に出席した。高橋(正)副代表幹事が随行した。
- 同日 第81回弁護士会議
- 20日 伊藤裕会員が大阪府地域安全治安対策課より依頼を受けて、四條畷市民生委員児童委員協議会委

員に対して、犯罪被害者が望む支援について講演をした。

23日 第50回九州集会

25日 高橋(幸)幹事が香川県警本部で香川県被害者支援連絡協議会総会にて講演した。

27日 松村代表幹事代行が岡山県犯罪被害者等支援県民のつどいにおいて「犯罪被害者としての経験と必要な支援」について講演した。

同日 渡辺幹事が法務省「被害者の視点を取り入れた教育」検討会に出席し刑務所での講演体験談を述べた。

同日 廣瀬会員が、鳥栖警察署・犯罪被害者支援ネットワークで、被害者遺族として講演した。

同日 林代表幹事が鹿児島県被害者支援連絡協議会にて講演した。

幹事会、関東・関西・九州集会、弁護団会議報告

幹事会報告 第101回(平成23年3月)～第104回(平成23年7月)

第101回 平成23年3月13日(日)

3月11日に発生した太平洋沖大地震のため、開催が危ぶまれたが、岡村代表退任後初の幹事会であり、参加できる幹事で開催した。

運営方針の確認と大会での3つの決議を実行する方法論が話し合われた。2月24日には江田法相に面会し、大会決議文と要望書を渡したことも報告された。あすの会ホームページを改良する必要性について討議した。刑法39条について、2003年あすの会の取り組みにより「医療観察法」ができた経緯が説明された。

第102回 平成23年4月10日(日)

今年度より始まった第2次犯罪被害者等基本計画については松村代表代行が専門委員として参加し、要望を提議していくことになった。政府は、東日本大震災の補償問題が目前の課題となり、犯罪被害者補償制度を含む基本計画の検討はその後になると思われるので、この時期に経済的困窮者を探し出し現状を把握することに務めていく。

死刑制度問題について、加害者の死刑が確定した遺族と連絡をとり、意見を聞く会を開く準備をしていく。ホームページ上でも困窮者の意見募集、死刑確定した被害者遺族への呼びかけをしていくことにする。

東日本大震災被災者の支援は長期化するとみて、東日本大震災街頭募金活動を適当なタイミングを見て計画することにする。

第103回 平成23年5月15日(日)

顧問弁護団の協力を得て「新しい補償制度案要綱」を作成することになり、十分に検討を重ねることが確認された。引き続き困窮している被害者への聞き取りを続けることとする。

ホームページの改訂版について、概ね賛同を得たので、引き続きトップページ以下の改訂を進めることにした。「一瀉千里」は漸くデータ化が完了し予算等を検討した。次号ニューズ・レターは、死刑問題の特集号とすることを決定した。次回第12回大会は、本年と同じく科学技術館サイエンスホールで平成24年1月22日(日)に開催することになった。

発足当初の目的であった司法関係案件が一段落したことや経費削減その他の理由から、7月から業務日を月、水、金の週3日間とすることにした。それに伴い電話による法律相談は水曜日に変更とした。

第104回 平成23年7月10日(日)

第2次犯罪被害者等基本計画では新たに「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」と「犯罪被害者等に対する心理療法の費用の公費負担に関する検討会」が設けられた。松村代表幹事代行は補償制度に関する検討会の構成員となり討議が進められているが、まずは被害者から聞き取りするよう要望していることが報告された。弁護団会議で検討中の「犯罪被害者補償制度(案)要綱(生活保障型)」について討議した。来年1月開催予定の「第12回大会」について討議を行った。

関東集会報告 第101回(平成23年4月)～第104回(平成23年7月)

第101回 平成23年4月16日(土) 参加者17名(会員15名)

寒かった今年の冬から身も心もホットした雰囲気ではスタートしました。東日本大震災で被害を受けた会員も参加され、マスクも報じない支援の手も入らない避難所もあることを知り驚きました。

最近の司法関連ニュースについて考える議題では、大阪地

検特捜部の証拠改ざん事件については⑦検察再生に向けて(検察のあり方検討会議提言)④特捜部初の可視化(東京地検)について松村代表幹事代行、高橋弁護士から説明を受けました。犯罪率の国際比較、主な犯罪の被害者率(対OECD)のグラフ等を会員で日本の犯罪被害者数を対人口比でみると日本の今後の推移はどうなるだろうという感想をもちました。

第102回 平成23年5月21日(土) 参加者19名(会員15名)

幹事会報告に続いて会員近況報告がありました。ある会員は「今年2月に民事裁判の判決が請求通りに出た。裁判官から和解勧告があったので、相手を許さない気持ちで受け入れたが、和解と言う表現にとっても違和感を覚える」との報告がありました。また別の会員は「今年出所予定の犯人から事件の真相を聞きたい」との思いから民事裁判を起こした」との報告がありました。

未解決事件についての話し合いでは、捜査に関して被害者からの要望や意見を聞かせてほしいという警察からの要請に対し、いろいろな案が出されました。

最近の司法関連ニュースの話し合いの中で、死刑判決の出た裁判において、裁判員の談話として「人の命を奪う判断に悩んだ」とか「涙が出た」「死刑案件は裁判員裁判から除外した方がよい」などと、偏った報道ばかりが目につくとの不満が多く出されました。

第103回 平成23年6月18日(土) 参加者19人(会員15人)

会員近況報告では千葉県の未解決事件の人(初参加)の報告があり涙なくしては聴けないような話もあり、会員として今後何ができるのかということ強く感じました。基本計画策定、推進専門委員等会議に出席した松村代表幹事代行から進捗

状況が報告されました。死刑制度について世論では70～80%が死刑制度存続賛成であるものの、修復的司法についての傾向にあるとの声もあり、私たち会員は、当事者の気持ちを理解していない人の発言だと声を大にしたいという声が多く上がりました。次回の議題については、高橋弁護士から配布された犯罪被害者補償制度(案)要綱(生活保障型)をよく熟読して意見交換等したいということでした。

第104回 平成23年7月16日(土) 参加者22名(会員15名)

幹事会報告に続いて、いつものように会員の近況報告の時間を設けました。ある会員は、事件にあってから、裁判等で夢中で走り続けてきたが、最近心の疲れを感じるし、当時の様子がフラッシュバックすることがある。また、原発事故で今も避難所生活を送る会員からは、支援や復旧の遅れ、いわれのない差別を受けたことを怒りと共に報告されました。9.11同時多発テロの10周年として、8月25日(木)～8月30日(火)の間、中野区勤労福祉会館にて展示会を催すことが報告されました。

「犯罪被害者が望む経済的補償とは」の議題で話し合いましたが、多種多様な意見が出ました。

関東集会の開始時刻を、9月から従前通り、13時からとすることが全員一致で決まりました。

関東集会 次回以降のお知らせ

日時：9月17日(土) 時間：13:00～16:50 場所：事務局までお問い合わせください。 会費：500円

関西集会報告 第114回(平成23年3月)～第118回(平成23年7月)

第114回 平成23年3月6日(日) 出席者14名(会員10名)

林代表幹事から幹事会報告と今後のあすの会の進むべき指針が報告され、また江田法務大臣宛要望書の説明と、ア)新しい補償制度、イ)死刑制度の存続、ハ)出所後の加害者からの再被害防止について、あすの会の第11回大会決議についての説明をした後関西集会新運営委員長が選出されました。

大阪人権博物館内にあすの会の活動の歴史がパネル展示されたので、関西集会会員全員で館内を見学しました。感無量でした。

会員の未解決事件での情報求むビラ配布時のテレビ放映DVD、2月24日NHKのクローズアップ現代で岡村代表顧問10年の歩みのテレビ放映DVDを上映鑑賞しました。

あすの会のホームページの大幅な変更をすることについて見やすく、リンクしやすく使い勝手のいいホームページにする方法を関西集会会員に多数の意見を出してもらいました。

第115回 平成23年4月3日(日) 出席者13名(会員11名)

関西集会を始める前に、東日本大震災の被災者の方々に対して1分間黙祷しました。

林代表より幹事会報告として、①江田法務大臣宛に、あす

の会第11回大会決議内容の要望書を提出した、②ホームページをより見やすく大幅に変更予定であること、③来年度の全国大会の会場(サイエンスホール)が確保できたこと、④新たな補償制度を推進するに当たり、今困っている人を捜し、あすの会へ入会してもらう必要性の説明、⑤東日本大震災の被災者を、あすの会として支援するために、会として何が出来るか検討して欲しいなど、報告及び提案がありました。東日本大震災に関しては、現段階では募金活動をする事になり、時期としては、10月～12月を予定することにしました。

夏樹静子さんの「被害者の心を思う」を、会員で読み合わせをしました。被害者の心情を訴える小説を、多数出版して欲しいと言う声が多くありました。

第116回 平成23年5月1日(日) 参加者20名(会員13名)

林代表より、内閣府から送られてきたDVD「民間被害者支援団体支援員養成研修(初級編)相談員養成研修(中級編)」の説明がありました。中級編「直接的支援を行う際に考えるべき課題」については視聴しました。第11回シンポジウム・パネルディスカッション「新しい犯罪被害者補償制度」の体験報告者の入会が幹事会で認められたとの報告がありました。関

西集会への参加はご本人の自由ということになりました。

大阪府庁より3名の参加がありました。「平成23年度犯罪被害者等支援事業」の資料について説明があり、その後会員からの質疑応答がありました。

「犯罪被害者が真に求めている支援の内容をもう一度精査…」は次回集会に持ち越されました。

第117回 平成23年6月5日(日) 出席者22名(会員16名)

林代表幹事から、幹事会報告とあすの会関西集会で、今後に取り組む活動内容の説明がありました。平成23年度の「大阪府犯罪被害者等支援社会づくり活動事業」募集要領について内容説明の後、多くの発言がありましたが予算の関係で、今年度は見送ることにしました。裁判員制度施行から2年が経過し、それ以前の裁判官だけで審理して出した判決と国民参加の裁判員裁判で出した判決にどのような違いが出ているか、新聞記事、週刊誌、テレビなどのマスコミ報道記事を参考にして話し合いました。色々な考え方の発言があり、おおいに参考になりました。

岡山県支援センターの幹事の方から犯罪被害者等支援条

例制定に望む項目を40項目出して頂きました。検討した結果、大変良い内容なので、各県市町村の行政窓口の担当者をお願いすることにしました。

第118回 平成23年7月3日(日) 出席者19名(会員14名)

林代表幹事から幹事会報告の後、内閣府の被災者支援に関する各種制度の概要「東日本大震災編」の内容の説明があり犯罪被害者に対する支援との内容を比較検討して、いかにして被災者支援の手助けが出来るか皆で話し合いました。各県市町村に犯罪被害者支援条例制定の要請をするため、先に出来ている明石市、姫路市、摂津市の条例内容を比較検討しました。そして、経済的生活困窮者に対する、国税の特別措置、地方税の特別措置、犯罪被害者の住民税、固定資産税などの減免、免除、徴収の猶予等、支援金の内容によっては支給ではなく貸与の方が良いのではないかと話し合いました。今回、初参加した会員が事件後に、行政の犯罪被害者支援や、各地の早期支援団体から見放されて、孤立してしまったと言う話を聞き、皆、愕然としました。次回から、皆で活動応援、法律支援をすることになりました。

関西集会 次回以降のお知らせ

日時：10月2日(日) 時間：13:00～17:00 場所：事務局までお問い合わせください。 会費：1000円

九州集会報告 第49回(平成23年3月)、第50回(平成23年7月)

第49回 平成23年3月27日(日) 出席者11名(会員4名)

幹事会報告があり、林代表幹事の談話より、これからの会の運営方針、決議実現に向けて、ホームページの活用・ロビー活動・メディアの活用など報告がありました。

新たな被害者補償制度確立に向け、経済的(生活・医療等)に困っている対象被害者を探すため、知人や自助グループに呼びかけ協力をお願いする。また被害者支援に関わる各関係機関にも協力をお願いして情報を求めるなどの話がありました。合わせて被害者参加制度を利用された対象者も探し、参加制度についての意見・感想を伺う話もありました。

新しい補償制度について、困っている人とはどの程度までが対象となるのか、遡及の範囲はいつまでをいうのかなど、会員から意見が出ました。

福岡県警犯罪被害者支援担当者と県生活安全支援担当者より、中高生対象に「命の大切さを学ぶ教室」について、犯罪被害者の立場から講演等の協力依頼がありました。

九州集会の今後について話し合い、先に行った会員アンケートの結果と集会出席者の意見をもとに、集会回数を減らしながらも続けることにし、これからは会員以外の被害者の方にも参加を呼びかけて、1人でも多くの方と話し合える集会にしたいと

意見が一致しました。

近況報告から、犯罪被害者支援協力対象者への講演や未解決事件の情報収集チラシ配布協力などの報告がありました。

第50回 平成23年7月23日(土) 出席者8名(会員4名)

幹事会報告があり、あすの会ホームページの改訂や事務所の営業活動日の変更報告がありました。新しい被害者補償制度について資料をもとに話し合い、生活・医療・住居の問題等、経済的に困っている犯罪被害者探しの協力と情報提供をお願いしました。

6月25日に発表した九州沖縄犯罪被害者連絡会(通称・みどりの風)について、事務局長より、被害者同士の交流、自助グループ活動の交流等、これからの目的について説明がありました。

金融庁の振り込め詐欺没収金利用の使い道について、いろいろな話が出ました。犯罪被害者や犯罪被害者の子供たちへの奨学金制度に使われるのは良いが、被害者支援団体や支援ネットワーク等の団体に使われるのはおかしいのではないかなど、意見が出ました。

今後の九州集会は3か月ごとに開き、年4回の集会とすることになりました。

九州集会 次回以降のお知らせ

日時：10月22日(土) 時間：13:00～ 場所：農民会館

第78回 平成23年6月15日(水)

会員の方からご提出いただいた年間収支や会員の方の経済的状况に関するヒアリング結果を参照しつつ「犯罪被害者補償制度(案)要綱」(生活保障型)について検討しました。

第79回 平成23年6月28日(火)

「犯罪被害者補償制度(案)要綱」(生活保障型)について、6月15日のバックアップ委員会で議論できなかった部分の検討をしました。

第80回 平成23年7月7日(木)

「犯罪被害者補償制度(案)要綱」(生活保障型)について、6月15日及び6月28日で行った修正を踏まえ、引き続き議論を深めました。

第81回 平成23年7月19日(火)

同日行われた「経済的支援に関する検討会」の報告を踏まえ、「犯罪被害者補償制度(案)要綱」(生活保障型)について議論を行いました。

会 員 の 声

被害者の声を上げることの大切さ

匿名 H

夫は大阪の難波で土建会社を経営していました。が、弁護士事務所に破産整理の相談に行った帰り、待ち伏せしていた下請け業者に拉致され、1981年8月7日、その日のうちに殺害されました。

私は、破産整理の目途がつくまで、子供3人をつれて実家の秋田に戻っていましたので、夫が連れ去られた事をすぐに知ることはできませんでした。2、3日後に知ることとなり、急いで子供を連れて大阪へ向かいしました。それから毎日、炎天下の中、乳飲み子を負ぶい、2人の幼子の手を引き、あちこちの警察に相談に行きましたが、たらい回しでした。それでも3カ月あまり過ぎて犯人が捕まり、夫は犯人の供述通り山林に埋められておりました。身元が分からぬよう、顔面はメチャクチャにつるはしで殴られ、凄惨なリンチを受けて殺されたことが分かりましたが、事件のおきた30年前は、事件後、裁判がどうなったのか、犯人がどうなったのか知るのは難しく、新聞で知ったのみでした。

当時、私は36歳でしたが、住む家を失い、身を世間から隠すようにして親元へ帰りました。しかし2年ほどでそこからも出ることになり、それからの月日は、可笑しいこと面白いことがあっても、笑うこともできない苦しい日々でした。田舎では「何も悪いことをしていなければ、

そんな事件に遭うはずがない」という考え方が根深いため、私たち親子は事件に遭ったことを知られないように息を潜めるように生活しました。被害者は楽しいことがあっても、じっと悲しみの殻からではいけないと思いこんでいました。

夫を失い、0、3、4歳の3人の子供を抱えての生活は、経済的にも非常に苦しめられました。私たち犯罪被害者に対して、国がさしのべる手はあまりに細く頼れないものでしたから、泥の小舟に乗り真つ暗な荒れ狂う海を漂流しているような不安定なものでした。厚生大臣に対し、被害者に欧米並の救済制度(特に経済的な)を立法化するよう促す手紙を書こうかと思ったこともありました。少しずつ遅々としてではありますが、被害者の現状が世間に知られるようになり、国も重い腰をいくつかは上げましたが、とても十分とはいえません。

私は今年66歳になり、漸く事件の事を少しずつ語れるようになりました。そのようなときに、新聞であすの会の存在を知り、入会することとなりました。

何年経っても悲しさがなくなることはありません。そしてただ思うことは「夫にもう一度会いたい」と思うことです。

お知らせ

次回大会の告知

次回第12回あすの会大会・シンポジウムの日程・会場は下記を予定しております。詳細は決まり次第、お知らせいたします。

期日：2012(平成24)年1月22日(日) 会場：北の丸公園 科学技術館サイエンスホール

報道おぼえがき ― 平成23(2011)年3月～7月

2011年 3月	4日	千葉地裁 東金女児殺害事件の殺人死体遺棄未成年 略取の罪に問われた男の訴訟能力責任能力の有無が争点になった判決で責任能力を認め懲役15年の判決
	10日	最高裁 94年愛知岐阜大阪で男性4人が殺害されたリンチ殺人で元少年三被告に死刑判決の上告審判決で上告を棄却。死刑が確定
	11日	東日本大地震
	24日	東京地裁 秋葉原無差別殺人事件で被告の男に死刑判決
	同日	金沢地裁 08年神社境内で7人殺傷の男に身心耗弱状態を認め懲役30年の判決
4月	12日	名古屋高裁 07年インターネットで知り合った男3人組に殺害された女性の闇サイト事件の2人の男の控訴審判決で1人の死刑判決を破棄して2人に無期懲役
	19日	最高裁 99年宮崎県で交通詐欺事件の共犯者2人を殺害した男の上告審判決があり死刑確定
5月	18日	京都地裁 08年高校1年生の女子生徒が殺され殺人、強制わいせつ致死に問われた事件で状況証拠で犯行を認定した男に無期判決
	21日	裁判員裁判制度 施行から2年を迎える
	27日	山口・下関市 10年六歳の女児が殺された事件で母親の元交際相手の男殺人・死体遺棄容疑で逮捕
6月	17日	東京高裁 東京歌舞伎町のマッサージ店経営者強盗殺人罪を問われ裁判員裁判として初の死刑判決を受けた被告が東京高裁への控訴を取り下げ死刑が確定した。裁判員裁判での死刑確定は初めて
	同日	横浜地裁 川崎市でアパート大家ら3人を刺殺した男に判裁判員裁判では6例目の死刑判決
	21日	静岡地裁沼津支部交際女性と妻を殺害し強盗殺人、殺人罪に問われた男に裁判員裁判では7例目の死刑判決
	30日	千葉地裁千葉大学生殺害事件で強盗殺人罪に問われた男の裁判員裁判があり死刑判決。1人殺害の被告への死刑判決は異例
7月	20日	埼玉地裁 養子縁組した女性とおじを殺害した男に無期懲役の判決
	21日	97年東京電力女性社員殺害事件で無期確定のネパール人の再審請求審の可能性
	同日	千葉地裁07年英会話学校講師の英国人女性を殺害したとして殺人、強姦致死、死体遺棄罪に問われた男に無期判決
	26日	大阪高裁 08年個室ビデオ店放火殺人事件の控訴審判決があり被告の控訴を棄却し、2審も死刑判決

お願い

新しい経済補償制度確立に向けて研究調査にご協力ください

新しい経済補償制度の確立のための研究調査をしています。犯罪被害に遭ったことにより、生活が経済的に困っている被害者・遺族の方はあすの会までご連絡ください。

死刑確定判決の出ている遺族の方々の意見交換会の開催を企画しています

第11回大会において、第2決議として「死刑制度の廃止ないし執行の停止には反対であり、死刑制度を存続させるべきである」と決議しました。国民の85%が死刑制度の存続を支持しているにもかかわらず、現状は死刑の執行はモラトリアム（一時停止）状態にあります。これは死刑執行が時の法務大臣の思想、信条によって司法の死刑判決を行政が無視することで生じた違法状態であり法治国家としてあるまじきことです。私たちはこのような状態を看過すべきでないと考え、死刑確定の判決がでている遺族の方々の意見交換の開催を企画しています。ぜひあすの会までご連絡ください。

運営の基本

【会員・特別会員】

会員は、生命・身体に関わる犯罪被害者及びその近親者で、当会に入会申込書を提出し、幹事会が認めた方に限ります。また、当会設立の趣旨・目的に賛同し、その実現に熱意を有する、幹事会が特に承認した方は、特別会員として入会することができます。

【ボランティア】

ボランティアとしてご協力いただける方はお申し出ください。登録用紙をお送りします。必要に応じて各種応援をしていただきます。

【報道】

当会の活動は、マスコミを通して積極的に報道してもらいますが、プライバシーは十分守ります。会員の希望により、匿名・映像カット等の措置をとります。また、会員の承諾なしに会の知り得た情報は漏らしません。プライバシーの保護には十分留意いたします。

会 計

当会は、会費を徴収していません。事務運営、事務管理、ニュース・レター発行、郵便、通信料などの諸経費は、発足以来、すべて支援者の寄付で賄われています。

ご寄付いただきました方々には、改めて厚く御礼申し上げます。引き続き皆様のご支援を心よりお願い申し上げます。

寄付金のお振り込み先

ゆうちょ銀行

00170-6-100069「あすの会」

〇一九(ゼロイチキュウ)店(019) 当座0100069
(他の金融機関からの振込用口座番号)

三井住友銀行 丸ノ内支店(普)6577163
「あすの会 代表幹事 林 良平」

三菱東京UFJ銀行 丸の内支店(普)2149873
「あすの会 代表幹事 林 良平」

法廷付き添いのご案内

事件を思い出す裁判傍聴に
私たちが付き添います！

当会では、被害を受けた方が法廷で心細い思いをしないように、付き添いサービスを行っています。付添人は、当会が依頼したボランティア・会員の人たちです。

付き添いを希望される方は、事務局までお問い合わせください。その際、下記の点についてお聞きすることになりますので、お手元に資料をご用意くださいますようお願いいたします。

- 犯罪被害者名
- 主な縁故者と被害者の関係
- 被告人名
- 裁判所名・公判係属部
- 前回の公判日（傍聴券必要の有無）
- 次回の公判期日
- 付き添いを希望する者への希望（年齢等）
- 起訴状のコピー送付の可否

※調整がつかない等ご要望に添えない場合もありますので、あらかじめご容赦ください。

電話による無料法律相談

弁護士による無料の法律相談を**毎週水曜日**に行っています。

生命・身体に関わる犯罪被害にあわれた方、およびそのご家族でお困りの方は、お気軽にお電話ください。

時間：PM 1：00～4：00

電話：03-5319-1773

編集後記

今年の夏も昨年同様、異常な暑さの続く中、立秋を迎えました。異常なのは、3月11日の東日本大震災発生という自然界だけでなく、政界も司法の世界もそうなのでしょう。特に司法の世界において、今年に入って13人の死刑判決が出たのに、死刑執行はゼロであり、とうとう死刑未執行者が120人を超える異常な事態になってしまいました。朝日新聞との「死神」論争から3年が経過し、一部のマスコミ、

識者の「死刑廃止」を叫ぶ論調が世の風潮として見られるようになりました。所詮、殺人被害者でもない、犯罪被害者の本当の痛みの分からない人種の戯言でしょう。今号は、そのような認識に対し、犯罪被害者の真の叫びを特集しました。第11回大会での決議を受けて、今まで当会として踏み込まなかった領域に初めてメスを入れました。皆様のご意見をお待ちしています。

ニュース・レターに対する皆様のご意見・ご感想をお寄せください。また、取り上げてほしい記事などがございましたらお知らせください。よろしくお願い申し上げます。